

## 庄内空港の制限区域立入承認証（ランプパス）を取得するための手順

### 1 ランプパス講習の日程調整

庄内空港の制限区域内に入出するために必要なランプパスを取得するには、講習を受講しテストに合格する必要があります。講習は毎月5の付く日（5、15、25日）を基準に実施しますので、山形県庄内空港事務所の保安担当（問合せ先電話：0234-92-4123）に電話し、講習日の予約をお願いします。

### 2 申請書類の提出

- 講習日の3日前まで、申請書類を提出してください。※郵送、メールでの提出可

郵送先：〒998-0112 山形県酒田市浜中字村東30-3 山形県庄内空港事務所 保安担当

メール：yshonaikuko@pref.yamagata.jp

- 提出する申請書類は以下のとおりです。

#### <制限区域内に人が入る場合>

- ・空港制限区域立入承認申請書（様式2） 1部
- ・空港制限区域立入承認申請にかかる証明書（様式2添付） 1部
- ・写真（ヨコ24mm×タテ30mm） 1名につき2枚

#### <制限区域内で車両を運転する場合>

- ・空港制限区域内車両運転許可申請書（様式13） 1部
  - ・運転免許証（表、裏の両方）等の写し又は評価書の写し 1名につき1部
- ※運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカードの交付を受けている場合は、運転免許証の写しに代えて、マイナ免許証読み取りアプリを利用し得られる次のいずれかの写しを添付してください。
- ・スマートフォンにダウンロードした免許画像
  - ・パソコンに保存した免許画像
  - ・スマートフォン又はパソコンに表示された免許画像のスクリーンショット

#### <制限区域内に車両を入れる場合>

- ・空港制限区域内車両使用承認申請書（様式7） 1部
  - ・庄内空港制限区域内車両使用承認証（様式8） 正・副各1部
  - ・車検証の写し又は準じるもの 1部
- ※有効期間の満了日の記載がない場合は、自動車検査証記録事項の写しも添付してください。
- ※未登録自走車両の場合は、車両の構造及び装置が地方運輸局長の指定する指定自動車整備事業者による「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）に準じた検査に合格したことを証明する書類を添付してください。
- ・特殊な形状の車両の場合は略図 1部

### 3 ランプパス講習の受講

筆記用具をご持参の上、受講日の開始5分前までに会場へお越しください。

## 4 その他（添付書類に関する補足）

### ◆ 制限区域内で車両を運転する場合

- ・運転免許証等とは、公安委員会発行の運転免許証、国際運転免許証、国際運転免許証及びその発行の元となった自国等の運転免許証（国際運転免許証の有効期間（1年間）を自国等の運転免許証の有効期間に読み替えることができる）、外国運転免許証（R8.6 現在対象：スイス連邦、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国及び台湾）をいいます。
- ・評価書とは、「制限区域車両運転資格特認評価実施要領」（令和7年9月30日付、国官参航安第612号）に基づき、制限区域内において運転できることを認定した書類をいいます。